令和８年２月体制整備等アンケートの特徴報告

1.法律専門家の活動参加等について
2.消費者生活専門家の活動参加等について
3.一般会員の活動について

令和８年秋　適格消費者団体連絡協議会
特定非営利活動法人　消費者スマイル基金
理事・事務局長　磯辺浩一

1.法律専門家の活動参加等について

団体名	（1）現状評価（複数回答可）	（2）上記現状についての説明	（3）参加者を確保するために取り組んでいることまたは取り組みたいこと
消費者支援ネット北海道	事案の件数に照らし不足している	検討対象となる事案が増えているが、４つの検討グループで手持ちの事案で余裕がなく、保留となる案件もある。また、申入書を作成できる専門家の人数が限られている。	各弁護士会の消費者問題委員会などに働きかけ、検討グループへの体験企画など呼びかけていきたい。
（特非）消費者市民ネットとうほく	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	実働できる専門家が限られている。	単発の事業等への参加を呼びかけることで、団体の活動を経験してもらい、その後の参加につなげる。
とちぎ消費者リンク	世代交代を念頭に若手の参加が必要である	実働が偏ってしまっている。	
消費者支援群馬ひまわりの会	事案の件数に照らし適切な人数である	専門家数は確保できているが、活動に参加できていない専門家もあり、参加者を増やしていくことが課題。	参加している専門家からの紹介。
埼玉消費者被害をなくす会	事案の件数に照らし適切な人数である	ただし、取り扱う事案数が増加しているため、専門家1人あたりが抱える案件が増えている。また、今後に向けては世代交代の必要がある。	弁護士会の委員会や弁護団で声掛けをおこなっている。司法書士の参加者確保については、計画的な確保が必要であるが、取り組みは進んでいない。
消費者市民サポートちば	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	1人当たりが対応している事案が増えているため、対応が難しい。また若手の検討委員の成り手が不足している。	学習会等の企画を担う企画委員をお願いしてサポ・ちばのことを知ってもらい、検討委員の候補者としている。

全相協	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	年々、申入れ期間が延びており継続案件が増えている。また、訴訟に移行する案件もあり、新規申入れを担当する法律専門家が不足もしくは負担が重くなっている。また、年齢層も上がってきており、活動を継続していくためには、若手の参加が必要である。	・既に活動しておられる法律専門家から、一緒に活動してもらえそうな法律専 門家に声をかけてもらう。 ・適格消費者団体に参加することで、法律の専門家の日頃の業務に役立つ、有 意義な活動となるよう努める。例としては、２か月に１回行う、法律専門家 と消費生活専門家と意見交換ができる定例会の開催等
消費者機構日本	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	適格消費者団体への情報提供も増加しているが、ほぼ無報酬の活動になるので、特定の弁護士に過度の負担をかける訳にはいかない。	消費者事件は弁護士に直接依頼されることは少ないので、若手の弁護士さんは消費者法を使った経験が少ない。ベテラン弁護士の経験に学びながら消費者法の使い方に習熟していく機会を増やしていくことが必要。
消費者支援かながわ	事案の件数に照らし適切な人数である, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	専門家については、無償で対応していただいている期間が長くなっているので、新しい人にも参加してもらって、役割を分担する必要があると感じています。	弁護士のケースでは、消費者問題を自主的に勉強するとともに適格消費者団体を支援するという目的の団体（神奈川消費者問題研究会・２か月に１回開催）を立ち上げて、そこに若手にも参加してもらうように声を掛けています。ただ、事件配点型の研究会でもあるせいか、それを目的として参加する方がいることは否定できず、２か月に１回開催されている 研究会自体に参加する顔ぶれはあまり変わっていないのが現状である。
消費生活ネットワーク新潟	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	検討委員会は、弁護士、学者、相談員（経験者を含む）等で構成されているところ、申入書等の起案は弁護士が行っており、担当弁護士の負担は小さくない一方で、活動は全てボランティアで行っている。負担だけが求められる状況にあり、若手を含め、そもそも担い手を確保することが困難となっている。	参加しやすいようオンライン開催としている。

認定NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ	世代交代を念頭に若手の参加が必要である	現在の活動だけではなく、団体が長期にわたり継続して活動するためには若手の参加は必須だと考えている。	専門部会等で活動に協力をお願いできそうな方について検討し、事務局から会の活動等について説明する機会をいただいて活動に協力してもらっている。
やまなし消費者支援ネット	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	・検討委員数は１７名で内訳は、弁護士１０名、司法書士３名、相談員４名（元職１名）です。17時30分よりハイブリッドでの開催を行っていますが、常時参加している人数は７割前後です。女性が上記順に２名、２名、４名です。 １案件２名の担当を決め検討・起案を行っていますが、結果的にはメインの担当１人が起案していることが多くなっています。あと数名は必要と思います。 ・あと数名は若手が参加すればと思いますが、そもそも弁護士会に新規に所属する人数が少なく、委員会への参加も見送る状況もあります。	司法書士会は２名～３名で固定化されていますので増員は難しい状況です。今同様、主な対応は弁護士になるため、弁護士個々人及び弁護士会において参加呼びかけを行っています。
消費者被害防止ネットワーク東海	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	検討委員一人当たりの担当件数が複数になっており負担が過多なため、情報提供があっても対応できないケースがある。今後特定適格消費者団体の認定や世代交代を視野に入れた若手メンバーの確保が課題。	検討委員個々の声かけに依存しており組織的な対応は模索中。
京都消費者契約ネットワーク	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	法律専門家自体、消費者問題に携わる新たなメンバーが減少しており、団体への活動参加の勧誘も困難となっている。	弁護士会との連携、団体の活動のアピール
消費者支援機構関西	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	現活動者について負担が重くなっている。新規事案等何とか人脈で活動参加いただいているが、見つけるのが困難。ボランタリーな活動となっていることがネックで特に若手の方の参加が難しい。	法律専門家への報酬につながる事業の開拓など
ひょうご消費者ネット	事案の件数に照らし不足している	詳細はわかりません	特にありません
なら消費者ねっと	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	メンバーにはなってくれていても積極的に活動に参加してくれない	役割を任せることによって団体への帰属意識を持ってもらう

消費者ネットおかやま	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	若手の弁護士・司法書士の絶対数が地元に少なく、首都圏・関西圏に集中している現実がある。独立や子育てなど、個人事情で忙しくなり、夕方から夜の会議に参加できない法律専門家が複数ある。	事業の講師を依頼するなど、消費者問題分野の実際に関与する機会を設定する。活動に参加してよかったと思える体験つくり
消費者ネット広島	事案の件数に照らし適切な人数である, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	現状は事案件数に対して適切な人数であるが、団体の継続的な活動の維持、発展を考えると、若手の参加は必要である。	若手の勉強会などで団体の活動内容の説明と参加の呼びかけを行っている。
えひめ消費者ネット	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	事案に対し人員的には一見充足しているようにみえるが、ほとんどの委員が個人事務所であり、また会務（副会長・委員長等）に追われる方も多く、各事案の検討期間が長期化するのが常態化している。	現在は検討委員が個別に若手に対し呼びかけしているが、なかなか成果が出ない。
消費者支援機構福岡	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	理事および差止請求専門部会に日常的に参画する法律家が少なく、また高齢化もすすんでおり、検討委員会の立ち上げ、また、同時に複数の差止請求事案の検討や対応などが難しい現状です。	司法書士会および弁護士会内で、現理事や現専門委員による働きかけを行っていただいていますが、今後は組織的なプレゼンを定期的に行うなどの取り組みなども必要と考えています。
NPO法人消費者支援ネットくまもと	事案の件数に照らし不足している	会員としては専門家が参加しているが、実際の活動へ参画する専門家が少ない。	様々な受託事業（県等の自治体、ダークパターン対策協会）の実施
佐賀消費者フォーラム	**事案の件数に照らし適切な人数である**	**弁護士会の消費者問題委員会の後に、検討委員会を実施するようにして、参加しやすくしている。**	**起案を担当してもらい、検討委員会の活動を理解してもらう。起案担当にお金を払えると、もっと声かけしやすい。**
大分県消費者問題ネットワーク	事案の件数に照らし適切な人数である	検討委員の弁護士に現状維持をお願いしている	できる限り理事会に参加
消費者ネットワークかごしま	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	弁護士の数が足りない。弁護士の参加も固定してきており負担が偏ってきている。司法書士はほとんど参加できていない。大学教授等の学識委員が県外への転居等で減ってきている。	開催案内を２度だしている。参加しやすいようにハイブリッド型にしているが、ほとんどがオンライン参加となっている。このことが逆に参加意識を弱めている気がする。
NPO法人消費者市民ネットおきなわ	事案の件数に照らし不足している, 世代交代を念頭に若手の参加が必要である	申入れ案件２～３件程度のマンパワーとなっています。今後、情報提供が増えていくと、対応しきれるかに不安があります。	弁護士会の消費者委員会の委員で、適格消費者団体の活動に参加していない委員がいるので、中堅・若手がさらに活動に参加してくれるよう取り組みたいと思います。

2.消費生活専門家の活動参加等について

団体名	（1）現状評価（複数回答可）	（2）上記現状についての説明	（3）参加者を確保するために取り組んでいることまたは取り組みたいこと
消費者支援ネット北海道	事案の件数に照らし不足している	法律の専門家に比べて消費生活専門家の数が少ない。関心を寄せる消費生活専門家はいるが、既に他団体の役員などを務めており、余裕がなく参加できない現状がある。	北海道消費者行政推進事業にて、北海道内の消費者行政部門及び消費生活相談員と勉強会を行っている。その時にホクネットの活動に参加を呼び掛けていきたい。
（特非）消費者市民ネットとうほく	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	消費生活専門家の参加は検討委員として5名（内3名は理事兼務）。	まずは会員になってもらえるよう声掛けをしている。
とちぎ消費者リンク	事案の件数に照らし適切な人数である		
消費者支援群馬ひまわりの会	事案の件数に照らし適切な人数である	守秘義務の範囲内で消費者被害の動向を伝えていただけているので、差止請求検討の段階で参考になっている。	現状での取り組みはない。県段階ばかりでなく、市町村の相談員にも協力していただきたい。
埼玉消費者被害をなくす会	世代交代を念頭に若手の参加が必要である	現状は適切な人数がいるが、徐々に減少している。	消費生活専門家による個別の声掛けなどをおこなっているが、消費生活専門家全体の高齢化が進む中で、若手の参加のみならず、退任者の補充も今後どうなるか見通せない状況となっている。
消費者市民サポートちば	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	法律専門家と同様で相談員が減少している。	法律専門家と同様
全相協	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	法律専門家の参加と同じ状況である。	・まずは会員間に活動の広報をもっと行い、関心をもってもらうことが必要。そのうえで、 仕事の効率化をはかり、負担を少なくしていくことで参加をしやすくする必要があると考 えている ・法律の専門家と深く事案を検討することで、相談員としての知識や幅が広がる等、活動に 参加するメリットを周知する。
消費者機構日本	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	勤務後の夜にこうした活動に参加しようという人は少ない。	会員団体ルートで一定数を維持するしかない。

消費者支援かながわ	事案の件数に照らし適切な人数である,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	法律専門家と同様、同じ方に無償で参加してもらっている期間がかなり長くなってしまっているので、世代交代も見据えた形で新しい人にも参加してもらい、役割を分担する必要があると感じています。	消費生活相談員の自主的な勉強会のグループに参加している方に、団体活動への参加、あるいは当団体の企画したイベントに参加してもらうように声掛けしてもらって、活動に興味を持ってもらえるようにしています。
消費生活ネットワーク新潟	事案の件数に照らし不足している	当団体の活動委員会では、消費者が誤解を招きかねない広告などに対して、事業者への問い合わせや要望を行っている。弁護士は活動委員会での活動はほぼしていない。	一般消費者には地域で起きている被害をわかりやすく伝え、活動の成果も共有し、共感の輪を広げるように努めている。今後は弁護士による勉強会についても取り組んでいきたい。
認定NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	石川県内の消費生活相談員数自体が少なく、検討グループ数に対して不足しているのが現状。	当会の会員の消費生活相談員に協力をお願いし声掛けをしてもらっている。
やまなし消費者支援ネット	事案の件数に照らし不足している,	・相談員のことと思いますが、現状４名で新人に近い方もいます。家庭等の対応もあり、全員が積極的な参加ではありません。 ・相談員の会員は、現状１０名ですが、県民生活センター相談員は０人です。	・行政の法律相談時に相談員に呼びかけます。 ・県民生活センターとは、参加呼びかけを行うことの了承が取れたので、今年から積極的な呼びかけを実施いたします。
消費者被害防止ネットワーク東海	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	今後特定適格消費者団体の認定や世代交代を視野に入れた若手メンバーの確保が課題。	検討委員個々の声かけに依存しており組織的な対応は模索中。
京都消費者契約ネットワーク	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	同様に、消費者問題に携わる新たなメンバーが減少しており、団体への活動参加の勧誘も困難となっている。	団体の活動の説明の機会の確保
消費者支援機構関西	事案の件数に照らし不足している	恒常的には不足しているが、現活動者からの紹介等で、参加申出をいただく場合もある状況	当団体は、差止事案の場合、検討グループを立ち上げて検討いただいている。事案の活動が終了した際に、今後の活動参加の意向についてアンケートを実施し、声掛けする運用を始めた。（法律専門家、相談員等）
ひょうご消費者ネット	事案の件数に照らし不足している		啓発冊子の制作、相談員向けの学習会等の開催により、啓発と同時に当団体の活動を紹介している

なら消費者ねっと	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	事案の収集にとって消費生活専門家の役割が重要であることを考えると、消費生活専門家の参加は不足している	適格消費者団体の活動が相談員業務にも役に立つことをアピールしている
消費者ネットおかやま	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	消費生活相談員自体が高齢化している。かつ、定年が６５歳～上限のないところもあり 現役が長くなり、非営利活動への参加タイミングが難しくなった。	通常時の消費生活センター・消費生活相談員との関係づくり
消費者ネット広島	事案の件数に照らし適切な人数である,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	現状では事案件数に対して適切な人数であるが、行政における消費生活相談員の採用、維持に課題もあり、また、高年齢化が進んでいる。	現在の活動参加者に声掛けをしていただく。
えひめ消費者ネット	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	現役の消費生活相談員は２名のみであり人員不足の状態である。今後若手の相談員の参加が必須となっている。	現状理事の元相談員や検討委員の現役相談員を通じて個別に声掛けしている。今後は県の消費生活センターを通じて相談員の検討委員会への参加を働きかけることを考えている。
消費者支援機構福岡	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	特に、相談員の高年齢化に対応した世代交代が課題となっており、併せて、各検討委員会を運営していくために新規参加者の拡大も必要です。	現在参加して頂いている方の個人的な声かけなどに頼っている現状です。
NPO法人消費者支援ネットくまもと	事案の件数に照らし不足している	会員としては専門家が参加しているが、実際の活動へ参画する専門家が少ない。	様々な受託事業（県等の自治体、ダークパターン対策協会）の実施
佐賀消費者フォーラム	**事案の件数に照らし適切な人数である**	**相談員の会に声かけして、一緒に勉強会を開いている。**	**参加してもらうことで、消費者の相談内容や被害情報の共有をしている。**
大分県消費者問題ネットワーク	事案の件数に照らし適切な人数である	指定消費生活相談員の理解	広報強化
消費者ネットワークかごしま	事案の件数に照らし適切な人数である	検討グループを３班に分けているが、各班２名は配置できている	
NPO法人消費者市民ネットおきなわ	事案の件数に照らし不足している,世代交代を念頭に若手の参加が必要である	申入れ案件２～３件程度のマンパワーとなっています。今後、情報提供が増えていくと、対応しきれるかに不安があります。	消費生活相談員じたい不足傾向にありますが、世代交代の意味で中堅・若手がさらに活動に参加してくれるよう取り組みたいと思います。

3.会員の活動参加について

団体名	4.会員（専門家でない会員含む）が参加する活動（差止等以外）
消費者支援ネット北海道	特になし。
（特非）消費者市民ネットとうほく	・消費生活特別相談：仙台市委託事業。月1回実施。各回弁護士1名、消費生活相談員2名が対応。 ・講演会等 ・消費者被害事例ラボ：消費者被害事例を学ぶ学習会で年6回開催。消費者問題に関する最新の論点を取り上げている。
とちぎ消費者リンク	なし
消費者支援群馬ひまわりの会	多重債務者相談（債務整理経験者の会員が相談にあたっている）
埼玉消費者被害をなくす会	会員団体や一般公募による消費者によって構成されている活動委員会があり、消費者被害に関するアンケート活動や広告表示などのチェックや調査活動を行っている。また、消費者力アップのための学習会を開催している。
消費者市民サポートちば	特になし
全相協	広報紙、HP、各地の会員活動により、活動の周知を図るとともに、 消費生活相談員及び消費者問題関係者等へ、活動の説明及びお誘いを直接行っている。
消費者機構日本	ない。（他団体に事例があれば学びたい）
消費者支援かながわ	埼玉消費者被害をなくす会を参考に、活動委員会のような機関を置いており、会員獲得も視野に入れて学習会の企画、開催等を行ってもらっています。
消費生活ネットワーク新潟	特になし
認定NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ	消費者団体や個人会員で構成される「消費者部会」があります。活動内容としては、当会のニュースの編集・発行、委託事業のリーフレット等の原稿作成・編集、出前講座のプログラム作成、出前講座の講師派遣など消費者教育・啓発を普及する活動をしています。
やまなし消費者支援ネット	・一般会員参加は特にありません。 ・広報（年2回発行）及びＨＰ原稿（毎月更新）は、普通の理事２名が起案から作成まで担当。　必要に応じて、理事の事務局次長が参加します。 ・消費者講座（年1回）は、普通の理事4名が起案から実施まで担当。
消費者被害防止ネットワーク東海	検討委員個々の声かけに依存しており組織的な対応は模索中。
京都消費者契約ネットワーク	例会やセミナーへの参加
消費者支援機構関西	双方向コミュニケーション研究会
ひょうご消費者ネット	兵庫県表示適正化推進委託事業：兵庫県立消費生活総合センターが実施する景品表示法の施行業務及び被疑事案の収集等を行ってもらう。
なら消費者ねっと	消費者啓発や消費者教育の活動、行政の審議会の委員
消費者ネットおかやま	特にない
消費者ネット広島	現状はありません。
えひめ消費者ネット	愛媛県消費者被害防止見守り推進ネットワーク（会員として研修等を実施）高齢者・障がい者など消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」 という。）の見守り等について、県内の関係機関・団体等が連携し、市町における高齢者等の見守りネットワークの構築及び取組みを支援するとともに、情報共有や協議等を行い、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的に、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の３第１項の規定に基づく「消費者安全確保地域協議会」として、「愛媛県消費者被害防止見守り推進ネットワーク」（以下「見 守りネット」という。）を設置する
消費者支援機構福岡	
消費者支援ネットくまもと	様々な受託事業（県等の自治体、ダークパターン対策協会）、シンポジウムや勉強会の準備や実施
佐賀消費者フォーラム	一般消費者への啓蒙活動としての学習会やイベント参加
大分県消費者問題ネットワーク	特になし
消費者ネットワークかごしま	
消費者市民ネットおきなわ	なし